

平成24年8月21日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課
調査官 松尾 保
専門官 田部 美樹
労使関係第二係（内線 7667、7668）
（代表電話）03(5253)1111
（直通電話）03(3595)3145

平成23年労働争議統計調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
主な用語の定義	2 頁
利用上の注意	4 頁
結果の概要	
1 労働争議の種類別の状況	5 頁
2 争議行為を伴う争議の状況	6 頁
3 労働争議の主要要求事項別の状況	9 頁
4 労働争議の解決状況	10 頁
附表	11 頁

平成23年労働争議統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス(http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/index.html)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、我が国における労働争議の状況を調査し、その実態を明らかにして、労働行政推進上の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の範囲

地域は全国、産業は全産業とし、対象となる労働争議は、労働組合又は労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争のうち、争議行為が現実が発生したもの又はその解決のために第三者が関与したものである。

3 調査事項

- (1) 事業所の名称及び常用労働者数
- (2) 事業所の主要生産品名又は事業の内容（産業大・中分類）
- (3) 争議の性格、ストを発令した最上部組合名
- (4) 労働組合の名称及び労働組合員数
- (5) 争議発生年月日（当月発生、繰越の別）
- (6) 争議解決年月日、解決方法
- (7) 統一行動年月日
- (8) 企業の全常用労働者数規模
- (9) 団体区分
- (10) 要求事項
- (11) 争議の総参加人員及び行為参加人員
- (12) 争議行為の形態別期間、行為参加人員及び労働損失日数
- (13) 第三者関与の状況
- (14) 労働組合への適用法規

4 調査の時期

月初めから月末までの1か月間を調査期間とし、この期間内に発生又は前月より継続している労働争議について毎月末日現在で調査した。

5 調査の方法

厚生労働省大臣官房統計情報部が調査票を都道府県労政主管課に郵送し、都道府県労政主管課において記入した後、厚生労働省大臣官房統計情報部に返送し実施した。

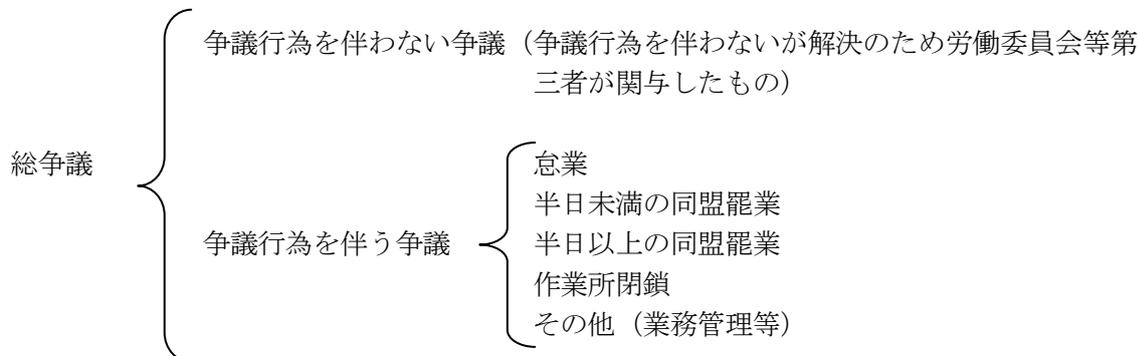
6 調査機関

厚生労働省大臣官房統計情報部一都道府県労政主管課

主な用語の定義

「労働争議の種類」

この調査の対象となるすべての労働争議を総争議といい、これを大別して争議行為を伴う争議と争議行為を伴わない争議（争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与したもの）とに分けている。



争議行為を伴う争議を行為の形態により、以下の(1)～(5)の行為形態に区分している。

(1) 怠業

労働者の団体が自己の主張を貫徹するために、作業を継続しながらも、作業を量的質的に低下させるものをいう。

(2) 半日未満の同盟罷業

自己の主張を貫徹するために労働者の団体によってなされる一時的作業停止のうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の1/2未満であるものをいう。

(3) 半日以上同盟罷業

自己の主張を貫徹するために労働者の団体によってなされる一時的作業停止のうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の1/2以上であるものをいう。

(4) 作業所閉鎖

使用者側が争議手段として生産活動の停止を宣言し、作業を停止するものをいう。

(5) その他（業務管理等）

上記以外の形態の争議行為を伴う争議をいう。

なお、業務管理とは、使用者の意志を排除して労働者によって事業所が占拠され、専ら労働者の方針によって生産や業務が遂行されるものをいう。

「総参加人員」

争議行為に参加するかしなくにかかわらず、労働争議継続期間中における組合又は争議団の最大員数をいう。

「行為参加人員」

実際に争議行為を行った実人員をいう。

「労働損失日数」

半日以上同盟罷業又は作業所閉鎖が行われた期間に、労働者が実際に半日以上同盟罷業に参加した又は作業所閉鎖の対象となったことによって労働に従事しなかった延べ日数をいう。

「主要要求事項の具体的内容例」

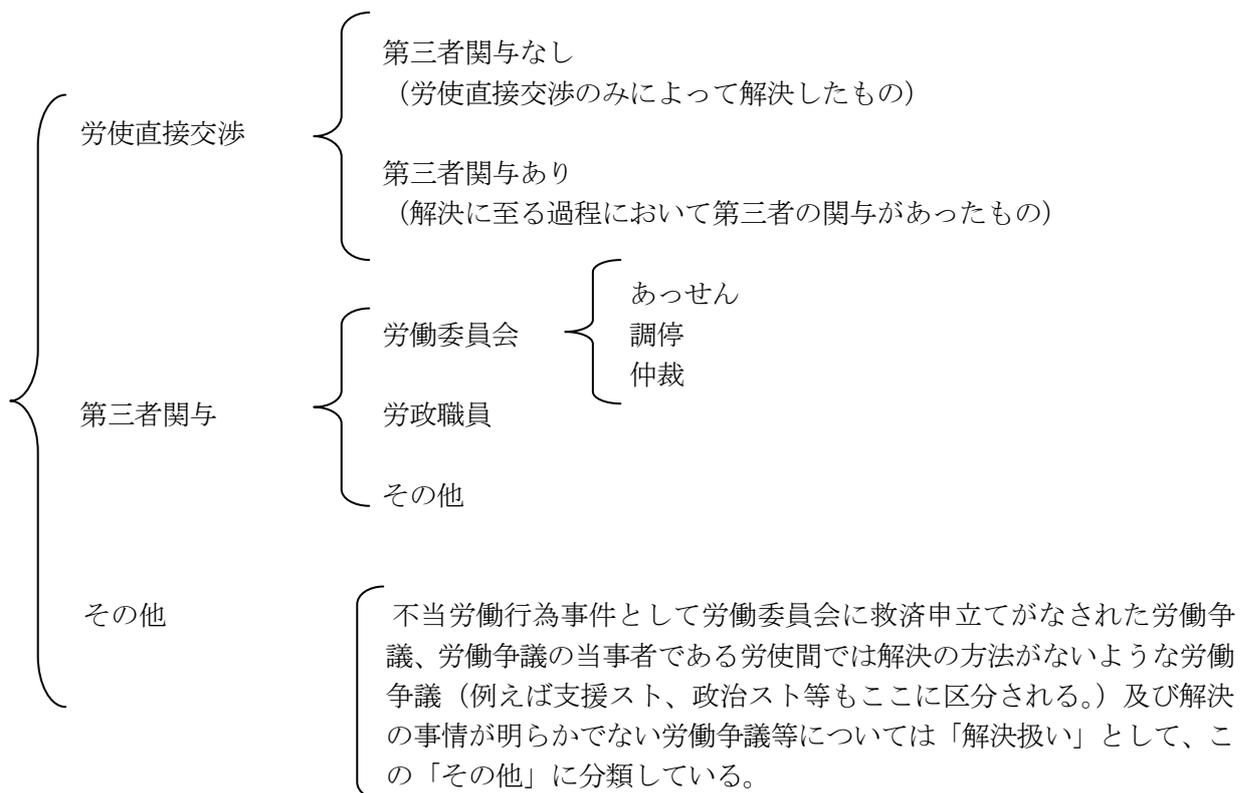
以下の表を参照のこと。

表1 主要要求事項の具体的内容例

区 分	要 求 事 項	具 体 的 事 項 (参考例)
組合保障及び労働協約	組合保障及び組合活動 労働協約の締結、改訂及び効力	組合の承認、組合活動、組合員の範囲、団体交渉に関する条項 労働協約の遵守、チェックオフ、シヨップ条項等
賃金	賃金制度 賃金額（基本給・諸手当）の改定 賃金額（賞与・一時金）の改定 個別組合員の賃金額 退職金（退職年金を含む） その他の賃金に関する事項	賃金制度の確立、変更等 ベースアップ、初任給の増額、賃金引下げ撤回、諸手当の支給等 賞与、期末手当、一時金等 当該制度の確立、変更、運営等 賃金未払等
賃金以外の労働条件	所定内労働時間の変更 所定外・休日労働 休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む） その他の労働時間に関する事項 育児休業制度・介護休業制度 教育訓練 職場環境・健康管理 福利厚生	時間帯、時間短縮、交替制、変形労働時間制、フレックスタイム制、みなし労働時間制の導入・運用 所定外・休日労働の強要 当該制度の確立、運営等 当該制度の確立、運営等 職場環境の改善・向上等、安全衛生対策の見直し等 住居施設、業務上災害の法定外補償等
経営・雇用・人事	事業の休廃止・合理化 解雇反対・被解雇者の復職 要員計画・採用計画 配置転換・出向 希望退職者の募集・解雇 定年制（勤務延長・再雇用を含む） パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用 パートタイム労働者・契約社員の労働条件 人事考課制度（慣行的制度を含む） その他の経営・雇用・人事に関する事項	一時帰休体制、減員反対、事業所の統廃合等 不当解雇撤回等 増員要求、欠員の代替要員確保等 配置転換撤回 定年制引き上げ、継続雇用制度の基準改定等 正規社員の採用抑制反対等 非正規社員の労働条件全般 能力主義・成果主義導入反対等 経営参加（協議機関設置）等
その他	その他	直接当事者能力のないような要求、政治的な要求（支援スト、政治スト等）、規制緩和反対等

「労働争議の解決方法」

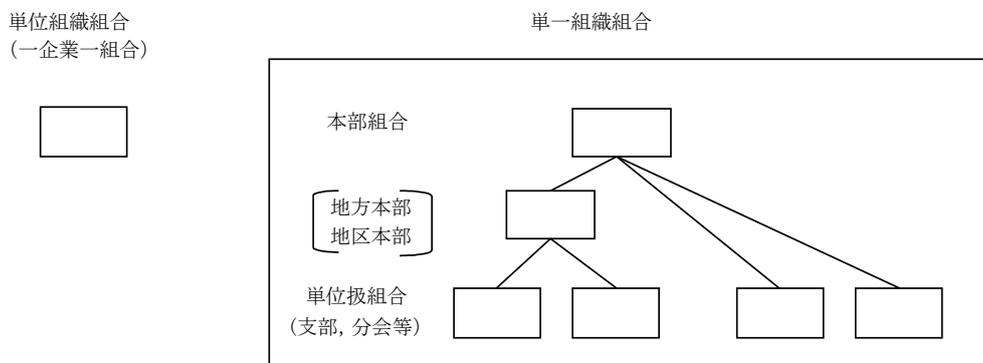
労働争議を解決させた方法を示し、大別して労使直接交渉、第三者関与及びその他の3つに分けている。



利用上の注意

- 1 本概況は、平成23年1月～12月における労働争議について集計したものである。ただし、平成22年以前から繰り越された労働争議が含まれる。また、2ヶ月以上にわたる労働争議は1件の労働争議として計上した。
- 2 労働争議の件数は、原則として単位労働組合^(注)が自ら有する争議権に基づき独自の立場で実施する労働争議（単独争議）を1件として取り扱うが、上部組合（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約し、上部組合の発する争議指令に基づき多くの下部組合が一団となって実施する労働争議（連合争議）も1件として取り扱う。したがって、1件の労働争議でも複数事業所又は複数企業に及ぶもの（連合争議、合同労組の労働争議等）もあれば、逆に1事業所又は1企業の労働争議でも2件以上に及ぶもの（1事業所、1企業に複数組合がある場合）もある。

(注) 単位労働組合とは、支部等下部組織を有しない「単位組織組合」及び支部等を有する労働組合（「単一組織組合」）の最下部組織である「単位扱組合」をいう。



- 3 争議行為を伴う争議で複数の行為形態を伴う労働争議（例えば「半日未満の同盟罷業」と「半日以上
の同盟罷業」が併存する場合など）は、それぞれの行為形態で計上してあるので、「争議行為を伴う争議」
の計又は「半日以上
の同盟罷業及び作業所閉鎖」の計の件数、行為参加人員及び労働損失日数は、それ
ぞれの行為形態の積み上げの合計とは必ずしも一致しない。
- 4 産業は、平成19年11月改定の日本標準産業分類に基づき表章している。
- 5 統計表等に用いている符号は次のとおりである。
 - (1) 数値の左に「△」が付されているものは、マイナス値を表す。
 - (2) 「－」は、該当数値がないものを示す。
 - (3) 「…」は、計数不明又は数値を表章することが適当でない場合を示す。
- 6 対前年増減率及び構成比は小数点以下第2位を四捨五入している。

結果の概要

1 労働争議の種類別の状況

平成23年の労働争議は、「総争議」の件数は612件、総参加人員は58,495人となっており、前年に比べ、件数が70件（10.3%）減、総参加人員が52,169人（47.1%）減となった。

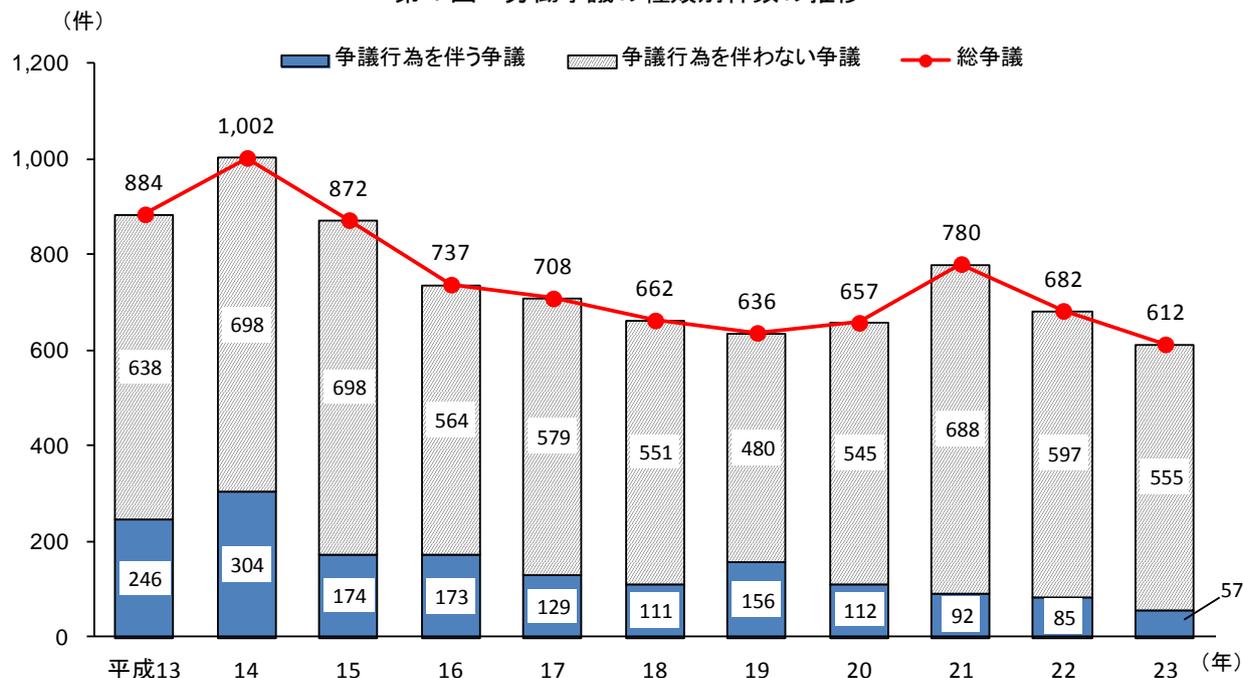
このうち、「争議行為を伴う争議」の件数は57件、行為参加人員は8,604人となっており、前年に比べ、件数が28件（32.9%）減、行為参加人員が12,658人（59.5%）減となった。（第1表、第1図）

「総争議」、「争議行為を伴う争議」の件数は、比較可能な昭和32年以降、ともに最も少なかった（P11附表）。

第1表 労働争議の種類別件数及び参加人員の推移

年次	総争議		争議行為を伴う争議			争議行為を伴わない争議	
	件数	総参加人員	件数	総参加人員	行為参加人員	件数	総参加人員
平成18年	662	627,413	111	90,661	38,595	551	536,752
19	636	612,974	156	103,133	54,105	480	509,841
20	657	176,853	112	99,548	48,984	545	77,305
21	780	115,371	92	76,349	20,543	688	39,022
22	682	110,664	85	56,132	21,262	597	54,532
23	612	58,495	57	33,472	8,604	555	25,023
平成23年の 対前年増減率(%)	△ 10.3	△ 47.1	△ 32.9	△ 40.4	△ 59.5	△ 7.0	△ 54.1

第1図 労働争議の種類別件数の推移



2 争議行為を伴う争議の状況

(1) 行為形態別の状況

「争議行為を伴う争議」を行為形態別にみると、「半日以上のお盟罷業」の件数は28件、行為参加人員は1,674人、労働損失日数は4,378日となっており、前年に比べ、件数が10件(26.3%)減、行為参加人員が806人(32.5%)減、労働損失日数が18,866日(81.2%)減となった。「半日未満のお盟罷業」の件数は35件、行為参加人員は7,375人となっており、前年に比べ、件数が21件(37.5%)減、行為参加人員が11,641人(61.2%)減となった。(第2表)

第2表 争議行為を伴う争議の行為形態別件数、行為参加人員及び労働損失日数の推移

年次	半日以上のお盟罷業及び作業所閉鎖									半日未満のお盟罷業		総業		その他	
	計			半日以上のお盟罷業			作業所閉鎖			件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数						
平成18年	46	5,766	7,914	46	5,766	7,914	-	-	-	82	34,758	-	-	-	-
19	54	20,825	33,236	54	20,825	33,236	-	-	-	118	34,485	-	-	1	120
20	52	8,284	11,205	52	8,284	11,205	-	-	-	80	41,848	-	-	1	27
21	48	3,629	7,492	48	3,629	7,492	-	-	-	59	17,073	-	-	2	26
22	38	2,480	23,244	38	2,480	23,244	-	-	-	56	19,016	-	-	1	2
23	28	1,674	4,378	28	1,674	4,378	-	-	-	35	7,375	1	355	1	8
平成23年の 対前年増減率(%)	△ 26.3	△ 32.5	△ 81.2	△ 26.3	△ 32.5	△ 81.2	-	-	-	△ 37.5	△ 61.2	…	…	0.0	300.0

(2) 産業別の状況

「争議行為を伴う争議」を産業別にみると、件数は「医療、福祉」15件、「製造業」11件、「情報通信業」8件、行為参加人員は「医療、福祉」3,557人、「製造業」2,143人、「卸売業、小売業」2,009人、労働損失日数は「学術研究、専門・技術サービス業」1,700日、「運輸業、郵便業」1,155日、「医療、福祉」857日の順にそれぞれ多くなっている（第3表）。

第3表 産業別争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員及び労働損失日数

産 業	争議行為を伴う争議			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	件 数	行為参加人員	労働損失日数	件 数	行為参加人員	労働損失日数	件 数	行為参加人員
計	57 (85)	8,604 (21,262)	4,378 (23,244)	28 (38)	1,674 (2,480)	4,378 (23,244)	35 (56)	7,375 (19,016)
鉱業、採石業、砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
製造業	11 (26)	2,143 (2,811)	500 (17,348)	6 (17)	382 (705)	500 (17,348)	7 (14)	2,130 (2,329)
電気・ガス・熱供給・水道業	- (1)	- (4,038)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (1)	- (4,038)
情報通信業	8 (20)	321 (3,712)	80 (1,371)	2 (7)	80 (780)	80 (1,371)	7 (16)	241 (2,945)
運輸業、郵便業	7 (13)	343 (1,903)	1,155 (4,236)	6 (9)	315 (760)	1,155 (4,236)	2 (4)	28 (1,143)
卸売業、小売業	5 (4)	2,009 (1,229)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	3 (4)	2,000 (1,229)
金融業、保険業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
不動産業、物品賃貸業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
学術研究、専門・技術サービス業	4 (-)	66 (-)	1,700 (-)	3 (-)	58 (-)	1,700 (-)	1 (-)	8 (-)
宿泊業、飲食サービス業	- (1)	- (4)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (1)	- (4)
生活関連サービス業、娯楽業	1 (1)	30 (70)	- (70)	- (1)	- (70)	- (70)	1 (-)	30 (-)
教育、学習支援業	3 (2)	54 (29)	- (81)	- (1)	- (27)	- (81)	3 (-)	54 (-)
医療、福祉	15 (14)	3,557 (6,760)	857 (138)	7 (3)	757 (138)	857 (138)	11 (13)	2,884 (6,622)
複合サービス事業	- (1)	- (254)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (1)	- (254)
サービス業（他に分類されないもの）	3 (1)	81 (1)	85 (-)	3 (-)	81 (-)	85 (-)	- (1)	- (1)
公務（他に分類されるものを除く）	- (1)	- (451)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (1)	- (451)
農業、林業、漁業及び分類不能の産業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

注： 1) 「争議行為を伴う争議」には、「同盟罷業」のほかに「作業所閉鎖」、「怠業」、「その他」の形態を含む。
以下同じ。
2) 産業は、労働争議を行った組合の組合員が雇用されている事業所又は企業の産業を示し、日本標準産業分類（平成19年11月改定）の大分類に基づき、その主な生産品名又は事業の内容により決定する。「分類不能の産業」とは、1組合が複数企業の労働者で組織されており、それぞれの企業の主要生産品又は事業の内容が異なる場合など、産業分類が特定できないものをいう。
3) ()内は、平成22年の数値である。

(3) 民営企業における状況

民営企業における「争議行為を伴う争議」をみると、争議行為を伴う争議のあった企業数[延べ数]は125企業、行為参加人員は8,604人、労働損失日数は4,378日となっており、前年に比べ、企業数[延べ数]が77件減、行為参加人数が8,169人減、労働損失日数が18,866日減となった（第4表）。

第4表 企業規模別争議行為を伴う争議の企業数、行為参加人員及び労働損失日数（民営企業のみ）

企業規模	争議行為を伴う争議			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	企業数 [延べ数]	行為参加 人員	労働損失 日数	企業数 [延べ数]	行為参加 人員	労働損失 日数	企業数 [延べ数]	行為参加 人員
計	企業 125 (202)	人 8,604 (16,773)	日 4,378 (23,244)	企業 39 (71)	人 1,674 (2,480)	日 4,378 (23,244)	企業 89 (148)	人 7,375 (14,527)
1,000人以上	31 (41)	4,898 (8,088)	1,690 (3,630)	12 (11)	915 (982)	1,690 (3,630)	21 (30)	4,067 (7,104)
300～999人	27 (46)	1,346 (3,570)	2,260 (454)	9 (16)	506 (454)	2,260 (454)	19 (32)	1,195 (3,128)
100～299人	33 (53)	1,300 (1,870)	281 (463)	7 (24)	136 (462)	281 (463)	26 (42)	1,164 (1,622)
99人以下	27 (46)	454 (585)	102 (880)	8 (16)	72 (168)	102 (880)	19 (32)	388 (427)
その他	7 (16)	606 (2,660)	45 (17,817)	3 (4)	45 (414)	45 (17,817)	4 (12)	561 (2,246)

- 注：1) 企業数は、労働争議を行った組合の組合員が雇用されている企業を集計したものである。
 なお、1件の争議でも複数企業に及ぶもの（企業外連合）は、争議の対象となったすべての企業について、企業規模別に計上し、1企業において複数の争議があった場合は、争議ごとに計上して集計している。
 2) 企業規模は、企業数として計上している企業の全常用労働者数による。
 3) 1組合が複数企業の労働者で組織されている合同労組については、1合同労組を1企業として計上し、企業規模別には、1つの企業のみを相手に交渉をしている場合には、当該企業の企業規模により計上し、複数企業を相手に交渉をしている場合には、「その他」に計上している。
 4) ()内は、平成22年の数値である。

(4) 主要団体別の状況

「争議行為を伴う争議」について加盟している主要団体別に件数、行為参加人員、労働損失日数をみると、「連合」は11件、477人、590日、「全労連」は34件、7,616人、2,558日、「全労協」は10件、2,176人、65日となっている（第5表）。

第5表 主要団体別争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員及び労働損失日数

主要団体	争議行為を伴う争議			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	件数	行為参加 人員	労働損失 日数	件数	行為参加 人員	労働損失 日数	件数	行為参加 人員
計	件 57 (85)	人 8,604 (21,262)	日 4,378 (23,244)	件 28 (38)	人 1,674 (2,480)	日 4,378 (23,244)	件 35 (56)	人 7,375 (19,016)
連合	11 (18)	477 (6,555)	590 (5,171)	7 (10)	417 (589)	590 (5,171)	4 (10)	407 (6,124)
全労連	34 (37)	7,616 (10,889)	2,558 (503)	11 (11)	816 (449)	2,558 (503)	26 (31)	6,884 (10,513)
全労協	10 (14)	2,176 (5,530)	65 (301)	3 (8)	65 (242)	65 (301)	7 (7)	2,111 (5,288)
その他	7 (20)	408 (3,656)	1,165 (17,399)	7 (10)	376 (1,330)	1,165 (17,399)	3 (11)	46 (2,329)

- 注：1) 主要団体の「その他」とは、連合、全労連及び全労協に加盟していない労働組合をいう。
 2) 複数の団体に重複加盟している労働組合があるため、件数、行為参加人員、労働損失日数の計とそれぞれの加盟主要団体の数値の合計とは必ずしも一致しない。
 3) ()内は、平成22年の数値である。

3 労働争議の主要要求事項別の状況

「総争議」の件数を主要要求事項別（複数回答2つまで）にみると、「賃金」に関する事項が267件で、全体の43.6%と最も多くなっている。

次いで、「経営・雇用・人事」に関する事項が252件で全体の41.2%、「組合保障及び労働協約」に関する事項が181件で全体の29.6%と多くなっている。（第6表）

第6表 労働争議の主要要求事項別件数及び構成比

（複数回答 2つまで）

主要要求事項	総争議					
	件数				構成比	
	平成23年	対前年差	対前年増減率	平成22年	平成23年	平成22年
	件	件	%	件	%	%
計	612	△ 70	△ 10.3	682	100.0	100.0
組合保障及び労働協約	181	8	4.6	173	29.6	25.4
組合保障及び組合活動	154	△ 3	△ 1.9	157	25.2	23.0
労働協約の締結、改訂及び効力	28	10	55.6	18	4.6	2.6
賃金	267	△ 75	△ 21.9	342	43.6	50.1
賃金制度	16	△ 10	△ 38.5	26	2.6	3.8
賃金額（基本給・諸手当）の改定	65	△ 26	△ 28.6	91	10.6	13.3
賃金額（賞与・一時金）の改定	65	△ 24	△ 27.0	89	10.6	13.0
個別組合員の賃金額	17	△ 27	△ 61.4	44	2.8	6.5
退職金（退職年金を含む）	19	△ 6	△ 24.0	25	3.1	3.7
その他の賃金に関する事項	114	△ 6	△ 5.0	120	18.6	17.6
賃金以外の労働条件	62	17	37.8	45	10.1	6.6
所定内労働時間の変更	10	△ 1	△ 9.1	11	1.6	1.6
所定外・休日労働	4	2	100.0	2	0.7	0.3
休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む）	12	6	100.0	6	2.0	0.9
その他の労働時間に関する事項	9	△ 3	△ 25.0	12	1.5	1.8
育児休業制度・介護休業制度	1	0	0.0	1	0.2	0.1
教育訓練	-	△ 1	△ 100.0	1	-	0.1
職場環境・健康管理	20	8	66.7	12	3.3	1.8
福利厚生	8	6	300.0	2	1.3	0.3
経営・雇用・人事	252	△ 18	△ 6.7	270	41.2	39.6
事業の休廃止・合理化	16	△ 8	△ 33.3	24	2.6	3.5
解雇反対・被解雇者の復職	141	△ 33	△ 19.0	174	23.0	25.5
要員計画・採用計画	5	2	66.7	3	0.8	0.4
配置転換・出向	30	7	30.4	23	4.9	3.4
希望退職者の募集・解雇	6	△ 1	△ 14.3	7	1.0	1.0
定年制（勤務延長・再雇用を含む）	15	5	50.0	10	2.5	1.5
パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用	2	1	100.0	1	0.3	0.1
パートタイム労働者・契約社員の労働条件	9	4	80.0	5	1.5	0.7
人事考課制度（慣行的制度を含む）	6	2	50.0	4	1.0	0.6
その他の経営・雇用・人事に関する事項	40	△ 5	△ 11.1	45	6.5	6.6
その他	22	△ 34	△ 60.7	56	3.6	8.2

- 注：1) 1 労働争議につき労働者側から提出された要求のうち、主なもの2つまでを主要要求事項として取り上げているため、主要要求事項の「計」（総争議件数）と個々の要求事項の数値の合計は必ずしも一致しない。
- 2) 「組合保障及び労働協約」、「賃金」等の太字で書かれている各区分の件数は、2つの主要要求事項が同一の区分内にある労働争議は1件として計上しているため、各区分内の事項の件数の合計とは必ずしも一致しない。
- 3) 主要要求事項の具体的内容例については、P3主な用語の定義 表1 主要要求事項の具体的内容例を参照されたい。

4 労働争議の解決状況

(1) 解決方法別の状況

平成23年の「総争議」612件のうち、平成23年中に「解決又は解決扱い」になった件数は478件（労働争議全体の78.1%）となっており、「翌年への繰越」は134件（同21.9%）であった。

解決方法をみると、「労使直接交渉による解決」が97件（解決又は解決扱い件数の20.3%）、「第三者関与による解決」が178件（同37.2%）、「その他（解決扱い）」が203件（同42.5%）となっている。

なお、「第三者関与による解決」をみると、労働委員会関与の「あっせん」が175件（同36.6%）で最も多くなっている。（第7表）

第7表 労働争議の解決方法別件数及び構成比の推移

年次	総争議	解決又は解決扱い		労使直接交渉による解決		第三者関与による解決			その他（解決扱い）		翌年への繰越	
				第三者関与あり	労働委員会関与	あっせん	調停	仲裁				
解決件数（件）												
平成18年	662	542	160	100	216	214	213	1	-	166	120	
19	636	531	185	80	168	164	161	3	-	178	105	
20	657	536	138	68	218	215	213	2	-	180	121	
21	780	627	167	109	245	245	239	6	-	215	153	
22	682	582	165	120	198	197	195	2	-	219	100	
23	612	478	97	75	178	178	175	3	-	203	134	
構成比（%）												
平成18年	100.0	81.9	(100.0)	(29.5)	(18.5)	(39.9)	(39.5)	(39.3)	(0.2)	(-)	(30.6)	18.1
19	100.0	83.5	(100.0)	(34.8)	(15.1)	(31.6)	(30.9)	(30.3)	(0.6)	(-)	(33.5)	16.5
20	100.0	81.6	(100.0)	(25.7)	(12.7)	(40.7)	(40.1)	(39.7)	(0.4)	(-)	(33.6)	18.4
21	100.0	80.4	(100.0)	(26.6)	(17.4)	(39.1)	(39.1)	(38.1)	(1.0)	(-)	(34.3)	19.6
22	100.0	85.3	(100.0)	(28.4)	(20.6)	(34.0)	(33.8)	(33.5)	(0.3)	(-)	(37.6)	14.7
23	100.0	78.1	(100.0)	(20.3)	(15.7)	(37.2)	(37.2)	(36.6)	(0.6)	(-)	(42.5)	21.9

注： 1) 「その他（解決扱い）」には、不当労働行為事件として労働委員会に救済申し立てがなされた労働争議、労働争議の当事者である労使間では解決方法がないような労働争議（例えば、支援スト、政治スト等もここに区分される。）及び解決の事情が明らかでないような労働争議が含まれる。
 2) 「労使直接交渉」のうち、「第三者関与あり」とは、解決に至る過程においてあっせんや調停等の第三者関与があったが、労使の直接交渉によって解決したものをいう。
 3) ()内は「解決又は解決扱い」に占める解決方法別構成比である。

(2) 継続期間別の状況

労働争議の解決状況を継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）別にみると、30日以内で解決した件数は123件で、全体の25.7%となっている（第8表）。

第8表 継続期間別労働争議解決件数及び構成比

	計	30日以内					31～60日	61～90日	91日以上
		1～5日	6～10日	11～20日	21～30日				
解決件数（件）	478 (582)	123 (148)	7 (22)	13 (18)	47 (41)	56 (67)	128 (139)	116 (110)	111 (185)
構成比（%）	100.0 (100.0)	25.7 (25.4)	1.5 (3.8)	2.7 (3.1)	9.8 (7.0)	11.7 (11.5)	26.8 (23.9)	24.3 (18.9)	23.2 (31.8)

注： ()内は、平成22年の数値である。

附表 総争議、争議行為を伴う争議、半日以上同盟罷業、半日未満同盟罷業の件数の推移

年	総争議	争議行為を伴う争議	半日以上同盟罷業	半日未満同盟罷業
	件	件	件	件
昭和 32年	1,680	999	810	…
33	1,864	1,247	887	…
34	1,709	1,193	872	…
35	2,222	1,707	1,053	…
36	2,483	1,788	1,386	…
37	2,287	1,696	1,283	…
38	2,016	1,421	1,068	597
39	2,422	1,754	1,220	667
40	3,051	2,359	1,527	871
41	3,687	2,845	1,239	1,452
42	3,024	2,284	1,204	1,403
43	3,882	3,167	1,537	2,021
44	5,283	4,482	1,776	3,282
45	4,551	3,783	2,256	2,356
46	6,861	6,082	2,515	4,653
47	5,808	4,996	2,489	3,531
48	9,459	8,720	3,320	6,667
49	10,462	9,581	5,197	6,378
50	8,435	7,574	3,385	5,475
51	7,974	7,240	2,715	5,717
52	6,060	5,533	1,707	4,522
53	5,416	4,852	1,512	3,887
54	4,026	3,492	1,151	2,743
55	4,376	3,737	1,128	3,038
56	7,660	7,034	950	6,440
57	7,477	6,779	941	6,171
58	5,562	4,814	889	4,248
59	4,480	3,855	594	3,475
60	4,826	4,230	625	3,834
61	2,002	1,439	619	1,031
62	1,839	1,202	473	904
63	1,879	1,347	496	1,031
平成 元	1,868	1,433	359	1,240
2	2,071	1,698	283	1,533
3	1,292	935	308	730
4	1,138	788	261	640
5	1,084	657	251	500
6	1,136	628	229	486
7	1,200	685	208	549
8	1,240	695	189	568
9	1,334	782	176	655
10	1,164	526	145	441
11	1,102	419	152	301
12	958	305	117	216
13	884	246	89	176
14	1,002	304	74	253
15	872	174	47	145
16	737	173	51	142
17	708	129	50	99
18	662	111	46	82
19	636	156	54	118
20	657	112	52	80
21	780	92	48	59
22	682	85	38	56
23	612	57	28	35

注：1) 平成23年と調査項目の定義が同一で比較可能な昭和32年以降の数値を掲載した。
 2) 昭和37年以前は、半日未満同盟罷業は調査していない。
 3) 昭和47年以前については沖縄県の方は含まれていない。